

協 議 調 書

伊那市・高遠町・長谷村合併協議会

協議項目	24 - 11	提案日	第 2 回 協議会	確認日	第 3 回 協議会
			平成16年9月24日		平成16年10月13日
協議項目	市町村道の整備			関係項目	
調整方針(案)	<p>用地補償</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地補償は、路線価、固定資産税評価額及び近傍類似額を参考にし、その都度決定する。 ・その他の補償は、県の補償基準に準ずる。 <p>受益者負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担金（地元負担金）の対象となる道路は、受益者が特定される生活道路とし、負担率は、事業費の5%とする。ただし、1戸当たりの受益者負担金には限度額を設けるものとし、合併までに定める。 ・市長が特に認めた場合には、受益者負担金の納入を減免することができるものとし、合併後1年以内に基準を定める。 ・受益者負担金の対象となる事業費は、工事費、用地費及び補償費とする。 ・受益者負担金の対象となる道路は、新市における市道路線認定に合わせて定める。なお、これらの路線が定められるまでの間は、従前の例による。 			協議結果	方針案のとおり
関係資料					